

令和8年5月28日
子ども・若者部

子どもに関する施設等における虐待通報の状況について

1 主旨

児童福祉法等（以下「法」という。）に規定する施設職員等による虐待の通報義務等の対象施設・事業について、令和7年10月の改正法施行後における虐待通報の状況を報告する。

2 対象期間

令和7年10月1日（改正法施行日）から令和8年3月31日まで。

3 通報状況等

別紙「子どもに関する施設等における虐待通報件数について」のとおり。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月 子ども・若者施策推進特別委員会

「令和7年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」において、児童福祉審議会措置部会への報告結果を報告

子どもに関する施設等における虐待通報件数について

1 対象期間 令和7年10月1日（改正法施行日）から令和8年3月31日まで

2 施設種別等ごとの通報件数 (単位:件)

施設種別等	通報件数	うち 虐待該当	うち 不適切行為該当
保育施設等	25	0	4
「公園で見かけた」等施設種別が分からない	1	0	0
幼稚園（区立） 認定こども園（区立）	0	0	0
幼稚園（私立） 幼稚園型認定こども園（私立）	2	0	0
ほっとステイ	0	0	0
社会的養護関係施設等	0	0	0
児童館	0	0	0
放課後児童健全育成事業（区立・民設民営）	6	0	4
赤ちゃん・子どものショートステイ トワイライトステイ	0	0	0
児童育成支援拠点事業（まいふれいす）	0	0	0
母子生活支援施設	0	0	0
その他施設	0	0	0
合計	34	0	8

3 通報経路ごとの通報件数 (単位:件)

	対面	電話	メール	電子 申請	郵送	合計
上記すべての施設種別等の 通報経路ごとの通報件数	3	20	2	8	1	34